

三河港大塚地区内指定浮棧橋指定管理者運営モニタリング結果（2019年度）

1 施設の概要

施設名 : 三河港大塚地区内指定浮棧橋
 所在地 : 蒲郡市海陽町2丁目26番地先
 設置根拠 : 愛知県港湾管理条例（平成13（2001）年 供用開始）
 設置目的 : 船舶による三河港への来訪者を広く受け入れるため、公共浮棧橋を設置することで、海洋レクリエーションへの対応とその普及を図ることを目的とする。
 施設概要 : 構造：単棧橋 係留可能隻数：50隻 水深：-3.5m
 利用時間：1月～6月、10月～12月：午前9時～午後5時まで
 7月～9月：午前8時～午後6時まで
 休業日：木曜日

2 指定管理概要

指定管理者名 株式会社ラグナマリーナ
 指定期間 2018年4月1日から2023年3月31日まで
 指定管理者選定時の主な提案内容とその実施状況
 周辺地域及び各種団体との連携による利用促進（県、市開催のイベントに協力済み）

3 利用状況

（単位：人、件）

区分	2019年度		2018年度		増減 (①-②)
	計画値	実績値(①)	計画値	実績値(②)	
6時間利用	—	96	—	77	19
1日利用	—	97	—	488	△391
計	—	193	—	565	△372

※計画値とは、指定管理者を選定する際に提出された計画値を指します。

4 収支状況

（単位：千円）

区分	2019年度		2018年度		増減 (①-②)
	計画値	実績値(①)	計画値	実績値(②)	
収入計	700	1,061	2,765	3,696	△2,635
利用料金収入	700	1,061	2,765	3,696	△2,635
指定管理料	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
支出	700	1,061	2,765	3,696	△2,635
収支差	0	0	0	0	0

5 モニタリング結果

(1) 総合評価

評価	評価内容
A	施設の管理運営業務全般について、県の求める水準どおり適切に行われていた。

(2) 区分ごとの評価

区分名称	評価	評価内容
基本項目	A	平等な利用の確保、個人情報の取扱等適切に行われていた。
施設の適正な管理	A	施設内巡視・掃除などが適切に行われていた。
サービスの維持・向上	A	マリーナアライアンスに加盟し、より積極的に情報提供に努めるなど、利用促進を図っていた。
運営等の安定性	A	県との連携、利用料金の収受など適切に行われていた。

【評価の基準】

S 県の求める水準を大幅に上回る A+ 県の求める水準を上回る A 県の求める水準（業務仕様書の水準）
B 県の求める水準に対して一部不十分 C 県の求める水準に対して不十分

(3) 今後の対応等

施設の管理運営業務全般について、県の求める水準どおり行っていることから、今後もモニタリングを通じて管理運営状況を確認し、指導していく。

6 利用者からの反応

利用料金、従業員の対応等についてアンケート調査を実施した結果は下記の通りであり、苦情はなし。

利用料金について	「良い」 6 票	「普通」 0 票	「悪い」 0 票
利用時間帯について	「良い」 6 票	「普通」 0 票	「悪い」 0 票
栈橋の係留施設について	「良い」 6 票	「普通」 0 票	「悪い」 0 票
従業員の対応について	「良い」 6 票	「普通」 0 票	「悪い」 0 票

7 その他

特になし。

○ 問い合わせ先

建設局港湾課港湾管理グループ
電話：052-954-6564（ダイヤルイン）
ファクシミリ：052-953-1793
メールアドレス：kowan@pref.aichi.lg.jp